

- ▶ 人工林の多くが利用可能となる中、木材需要が安定したことにより伐採が増加している。このため、中型～大型の高性能林業機械を必要とする林業事業者が増加しているが、林業機械は高額であるため導入リスクがあり、リースでの使用が多い。
- ▶ このため、中・小の事業者が、安定した林業経営を行えるよう、国・県の補助事業の対象とならない高性能林業機械等の導入に対し助成を行った。

事業内容

1 高性能林業機械等の導入支援

素材生産の増大を目指す林業事業者が高性能林業機械を導入した場合の費用の一部を助成する。

- 【対象者】 中・小の林業事業者
- 【対象となる林業機械】 高性能林業機械及び林業機械アタッチメント等（中古機械も含む。）
- 【条件】
 - ・ 3ヶ年平均の素材生産量が3,000m³未満で、3年後に1,000m³以上（間伐の場合は200m³以上）かつ10%以上の素材生産量を拡大すること。
 - ・ 国県補助事業に該当しないこと。
 - ・ 林業従事日数が130日/年以上であること。
- 【事業費】 5,807千円
- 【補助率及び限度額】
 - ・ 1/3以内（消費税・地方消費税、取付費用は除く。）
 - ・ 限度額 新規購入の場合 3,000千円
中古購入の場合 1,600千円

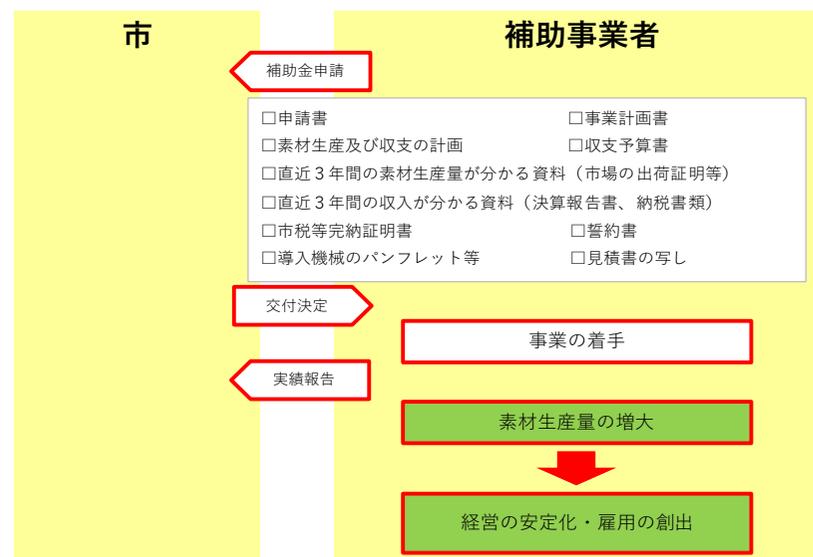
工夫・留意した点

- ・ 国・県の補助事業の要件となる素材生産目標等に達しない、中・小の林業事業者の経営拡大や新規参入を促すことで、雇用の創出や担い手の育成・確保を目的に事業を組み立てた。



プロセッサアタッチメント

事業スキーム



基礎データ

①令和元年度譲与額	50,805千円
②私有林人工林面積（※1）	20,837.51ha
③林野率（※2）	84.2%
④人口（※3）	125,159人
⑤林業就業者数（※4）	307人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」より、

※2：「2015農林業センサス」より、※3、4：「H27年国勢調査」より